## 令和5年夏季の高温及び渇水の 被害に対する農業者支援のご案内

令和5年夏季の猛暑・渇水被害により農業経営に大きな影響を受けた農業者の 経営安定化を図るため、JA胎内市が融資する「令和5年度緊急農業経営安定対策 資金」に対し市から保証料の補助金支援を行います。 ※申請が必要です。

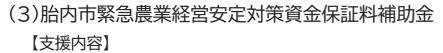
## 「令和5年度緊急農業経営安定対策資金」

- (1)本資金の内容
  - ·基準金利 2.00%

- ・融資期間 10 年以内(うち据置期間2年以内)
- (2)融資対象者

猛暑・渇水により収入減少等が見込まれる農業者

※対象品目は、稲作及び園芸作物、果樹、花卉、畜産物 といった農畜産物全般



借入後2年間の保証料相当額を一括で市が補助します。

- ※ 10月2日~12月19日の期間に借入手続きをした方は直接、市役所農林水産課へ申請して下さい。 12月20日以降は、JA胎内市資金借入時に、一緒に申請いただけます。
- (4)取扱金融機関

JA胎内市

(5)取扱期間

令和5年10月2日(月)~令和6年3月29日(金) ※令和6年3月29日(金)までに貸付実行した案件が対象となります。

問合せ先:

胎内市役所 農林水産課 農村交流係 ☎0254-43-6111

※融資のご相談は取扱金融機関の窓口にお願いします。

